

「災害補償制度の運用について」の「注二」及び「注三」の表が、逆に掲載されていました。謹んでお詫び申し上げます。

正

注二 「補償相当率」は、次の表の補償の種類欄に掲げる補償の種類及び障害等級に応じ、同表の補償相当率欄に掲げる率（昭和四十一年改正法附則第八条の規定により補償の額が調整される場合にあつては、その率に当該調整後の補償の額を当該調整前の補償の額で除して得た数を乗じて得た率）とする。

補償の種類	補償相当率
休業補償	60%
傷病補償年金	67%
障害補償 (障害等級) 第1級	1 67%
	2 67
	3 64
	4 64
	5 64
	6 64
	7 64
	8 58
	9 58
	10 58
	11 58
	12 58
	13 58
	14 58
遺族補償	67%

注三 「労働能力喪失率」は、次の表の補償の種類欄に掲げる補償の種類及び障害等級に応じ、同表の労働能力喪失率欄に掲げる率とする。ただし、判決、示談等において労働能力喪失率が明示されている場合は、当該明示された率によることである。

補償の種類	労働能力喪失率
傷病補償年金	100%
障害補償 (障害等級) 第1級	1 100%
	2 100
	3 100
	4 92
	5 79
	6 67
	7 56
	8 45
	9 35
	10 27
	11 20
	12 14
	13 9
	14 5

誤

注二 「補償相当率」は、次の表の補償の種類欄に掲げる補償の種類及び障害等級に応じ、同表の補償相当率欄に掲げる率（昭和四十一年改正法附則第八条の規定により補償の額が調整される場合にあつては、その率に当該調整後の補償の額を当該調整前の補償の額で除して得た数を乗じて得た率）とする。

補償の種類	労働能力喪失率
傷病補償年金	100%
障害補償 (障害等級) 第1級	1 100%
	2 100
	3 100
	4 92
	5 79
	6 67
	7 56
	8 45
	9 35
	10 27
	11 20
	12 14
	13 9
	14 5

注三 「労働能力喪失率」は、次の表の補償の種類欄に掲げる補償の種類及び障害等級に応じ、同表の労働能力喪失率欄に掲げる率とする。ただし、判決、示談等において労働能力喪失率が明示されている場合は、当該明示された率によることである。

補償の種類	補償相当率
休業補償	60%
傷病補償年金	67%
障害補償 (障害等級) 第1級	1 67%
	2 67
	3 67
	4 64
	5 64
	6 64
	7 64
	8 58
	9 58
	10 58
	11 58
	12 58
	13 58
	14 58
遺族補償	67%

令和5年10月